

令和7年度鳥取県公立学校臨時的任用職員（学校栄養職員） 採用試験募集案内

◆鳥取県教育委員会事務局東部教育局 学事担当◆
〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地（県東部庁舎4階）
電話（0857）20-3660 <https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyouiku>

1 受付期間・試験日等・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年3月24日（月）～令和7年4月9日（水）（必着） ◎郵送、持参どちらでも申し込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年4月9日（水）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土・日曜日は、閉庁日のため受け付けておりません。 ※上記の日時以外に持参されたり、郵送到着となっても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和7年4月11日（金） ◎試験開始時刻 受験者に別途お知らせします。 ※令和7年4月10日（木）正午までに連絡がない場合は、下記8の申込先まで連絡ください。
試験会場	県東部庁舎内 会議室（鳥取市立川町六丁目176番地）
試験結果発表日	令和7年4月15日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・任用期間・職務内容・勤務場所

募集職種	臨時的任用職員（学校栄養職員） ※正職員の代員です。
採用予定者数	1名
任用期間（予定）	令和7年5月1日～令和7年7月29日 ◎年度末まで任用期間等の更新予定あり
職務内容	正職員と同様に一定の業務（栄養管理、衛生管理、食に関する指導）に担当者として従事します。 ・学校給食における栄養管理（献立作成、食材の選定、残食調査） ・学校給食における衛生管理（食中毒・異物混入防止、物資検収等） ・学校給食指導（準備、後片付け、マナー、食事のとり方等）
勤務場所	鳥取市立青谷学校給食センター（鳥取市青谷町青谷4190-1）

3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 栄養士免許を所持している人（採用の日までに当該免許を取得見込みの人を含む）
- パソコン（ワード、エクセル等）の基本的操作が可能なる人
- 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人または採用の日までにこの資格を取得する見込みの人に関限り受験できます。なお、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務には就くことができません。

4 勤務条件（予定）

給料	給料月額 210,900円 ~ 258,500円 ◎経験年数等によって給料月額が異なります。ただし、60歳を超える場合は一律215,500円。
諸手当	通勤手当 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により1月あたり150,000円を限度として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。 期末手当・勤労手当 任用期間によって支給します。 その他条件により住居手当、扶養手当等を支給します。 退職手当 6月以上の任用期間がある場合、所定の額を支給します。
福利	健康保険（公立学校共済組合）、厚生年金（年金機構）、雇用保険に加入 ※加入条件を満たす場合に限る（雇用保険は退職手当支給要件（採用6月後）を満たすまで）
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 特別休暇等（公民権の行使、忌引、子の看護など）
勤務日及び勤務時間	原則として、次に掲げる勤務形態となります。 勤務日 毎週日曜日・土曜日、国民の祝日及び年末年始を除いた日 勤務時間 午前8時から午後4時30分まで（うち休憩時間：45分） ※公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験

6 採用者について

(1) 採用者

採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡が取れない場合は採用されないこともあります。

(2) 採用者の決定方法

採用予定者は、人物試験の得点の高い順に決定します。

なお、人物試験の得点が、一定の水準を満たさない場合は不合格とします。

また、鳥取県教育委員会に臨時的任用職員として現に任用されている方で、上記採用予定日までにその任期が満了しない場合は、採用されません。

(3) 採用予定者の発表

合否について受験者全員に通知します。採用予定者には、発表後に、採用手続きの連絡を電話で差し上げます。

なお、採用予定者の採用辞退又は取消等による場合や欠員の状況等により、当初の合格者では必要採用数を満たさないこととなった場合には、人物試験の得点の高い順から繰り上げて追加で合格者を決定し、該当者へは文書で通知します。

7 試験結果（総得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、即時開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等、写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、得点、順位	試験結果発表日から1ヵ月	鳥取県教育委員会事務局東部教育局 (県東部庁舎4階)

8 受験申込手続

提出書類等	(1) 履歴書1部(市販のもの) ※顔写真を添付すること (2) 栄養士免許証の写し(A4サイズ) (3) 試験結果通知用封筒(長形3号:12.0cm×23.5cm) 1通 ※110円分の切手を貼り、通知先の郵便番号、住所、宛名(氏名)を明記してください。
申込先	鳥取県教育委員会事務局東部教育局 学事担当 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地(県東部庁舎4階) 電話(0857)20-3660
履歴書等の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。採用予定者に採用手続き等を伝えるためお電話いたしますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。 3 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。(専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。)
注意事項	◎封筒の表に赤字で「学校栄養職員(代員)受験」と書いてください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。 ◎受験票の交付はありません。

※車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な方は、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

9 個人情報の取扱い

本試験実施に際して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き及びその連絡以外には利用しません。

